

(設立認証申請添付書類1)

NPO法人 ゆめみらい 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人ゆめみらいという。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県松阪市魚見町412番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、児童の生活環境と保護者の就労環境の向上を実現するため、児童福祉の増進に寄与すること、児童福祉法の目的の実現のため、放課後児童健全育成事業その他の必要な支援を総合的に行うこと、貧困者、高齢者、幼児、災害の被災者、及びその困窮する実態に陥るおそれのある人々、並びに外国人留学生で生活に困窮する人々に対して食品の提供及び生活支援に関する事業を行い、これらをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 児童の健全育成のための学童保育事業
2. 保護者に対する子育て支援事業
3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
5. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
6. 社会福祉・生活困窮者支援事業

- 7. 上記各号に附帯する一切の事業
- 8. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書に会費を添えて代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事：3人以上10人以内
- (2) 監事：1人以上3人以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任 等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期 等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬 等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議 事 録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議 事 録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用として講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法人又は特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 事 務 局

(設 置 等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 顧問

(顧問)

第 56 条 この法人に顧問 1 名を置く。
2 顧問は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。
3 顧問は、この法人の業務について、代表理事の諮問に答え又は意見を具申する。
4 任期は、役員の任期に準ずる。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立（設立の登記：平成 30 年 8 月 15 日）の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事：鈴木拓哉
理 事：平岡令孝
理 事：中川浩伸
監 事：田中敦子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 32 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金
①正 会 員：0 円／②賛助会員：0 円
 - (2) 年会費
①正 会 員：0 円／②賛助会員：0 円

2026 年度事業計画書

(2026 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日)

NPO 法人 ゆめみらい

1 事業実施の方針

① 放課後児童クラブの運営を行う

あさみきっずくらぶ、はたどのきっずくらぶ、にしきろべきっずくらぶ

② フードバンク立ち上げ初年度、フードバンク愛知と提携し企業連携と地域連携の基盤を築く

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
児童の健全育成のための学童保育事業	放課後児童クラブ運営	通年	松阪市	14 名	85 名
社会福祉・生活困窮者支援事業	フードバンク運営	通年	松阪市	1 名	0 名

2027 年度事業計画書

(2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日)

NPO 法人 ゆめみらい

1 事業実施の方針

① 放課後児童クラブの運営を行う

あさみきっずくらぶ、はたどのきっずくらぶ、にしくろべきっずくらぶ

② フードバンクを機殿地区にて始動

全国の企業との提携を目指す

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
児童の健全育 成のための学 童保育事業	放課後児童クラブ運営	通年	松阪市	14 名	85 名
社会福祉・生 活困窮者支援 事業	フードバンク運営	通年	松阪市	1 名	50 名

2026年度 活動予算書
2026年4月1日 から 2027年3月31日まで
NPO法人ゆめみらい

(単位：円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	320,000	320,000
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		
3. 受取助成金等 受取民間助成金	31,243,330	31,243,330
4. 事業収益 事業収益	10,202,000	10,202,000
5. その他収益 受取利息 雑収益		
経常収益計		41,765,330
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	28,000,000 1,000,000	
人件費計	29,000,000	
(2) その他経費 通信運搬費 消耗品費 水道光熱費 保険料 支払手数料	500,000 2,000,000 500,000 500,000 1,500,000	
その他経費計	5,000,000	
事業費計		34,000,000
2. 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	8,160,000 2,056,157 2,000,000	
人件費計	12,216,157	
(2) その他経費 車両費 消耗品費 旅費交通費 接待交際費	350,000 350,000 150,000 150,000	
その他経費計	1,000,000	
管理費計		13,216,157
経常費用計		47,216,157
当期経常増減額		-5,450,827
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		-5,450,827
前期繰越正味財産額		5,450,827
次期繰越正味財産額		0

2027年度 活動予算書
2027年4月1日 から 2028年3月31日まで
NPO法人ゆめみらい

(単位:円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1.受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	320,000	320,000	
2.受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益			
3.受取助成金等 受取民間助成金	36,243,330	36,243,330	
4.事業収益 事業収益	10,202,000	10,202,000	
5.その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計			46,765,330
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	28,000,000 1,000,000		
人件費計	29,000,000		
(2) その他経費 通信運搬費 消耗品費 水道光熱費 保険料 支払手数料	1,000,000 2,500,000 500,000 500,000 1,500,000		
その他経費計	6,000,000		
事業費計		35,000,000	
2.管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	8,160,000 1,605,330 1,000,000		
人件費計	10,765,330		
(2) その他経費 車両費 消耗品費 旅費交通費 接待交際費	350,000 350,000 150,000 150,000		
その他経費計	1,000,000		
管理費計		11,765,330	
経常費用計			46,765,330
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0